各都道府県介護保険担当課（室）
各市区町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中
←　厚生労働省　老健局　認知症施策・地域介護推進課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

訪問介護事業所の出張所
（いわゆる「サテライト」）の設置について
計１枚（本紙を除く）

Vol.１４５５

令和７年１２月２６日

厚生労働省　老健局
認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 3983）
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和７年 12 月 26 日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

訪問介護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について

日頃より、介護保険制度の円滑な推進及び訪問介護事業所への適切な指導等にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

指定訪問介護事業者の指定は、原則として、サービス提供の拠点ごとに行うものとしていますが、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年９月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に規定しているとおり、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から、本体の事業所とは別にサービス提供を行う出張所（いわゆる「サテライト」）であって、下記の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として当該事業所に含めて指定することができる取扱となっています。

訪問介護は、要介護者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために不可欠なサービスであり、各地域の需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っていく必要がありますが、今後、高齢者人口の減少に伴い、サービス需要の減少が見込まれる中山間地域や離島等においては、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能な出張所の設置が特に有効であると考えられます。

つきましては、地域の実情や出張所との距離等を踏まえ、本体事業所との緊密な連携体制を確保する観点からＩＣＴ機器やケアプランデータ連携システム等の活用を一層推進するなど本制度の効果的な活用を促進するとともに、管内市町村、関係団体、関係機関等への積極的な情報提供と制度の周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

出張所（いわゆる「サテライト」）設置の要件について

①　利用申込みに係る調整、指定訪問介護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

②　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所との間で相互支援が行われる体制（例えば、主たる事業所や関係機関から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

③　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

④　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。

⑤　人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。